

東海村指令第 99 号

許 可 証

住 所 ひたちなか市大字津田 2 5 5 4 番地の 2
氏 名 勝田環境 株式会社
代表取締役 望月 福男

令和8年1月9日申請のあった一般廃棄物処理業については、東海村廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第8条第1項の規定により、次のとおり許可する。

| | |
|-------------|--|
| 営業所の所在地及び名称 | 〒312 - 0032 ひたちなか市大字津田 2554 番地の 2 勝田環境 株式会社 |
| 取扱廃棄物の種類 | 一般廃棄物 |
| 収集、運搬及び処分の別 | 収集・運搬 |
| 埋立地の場所 | ----- |
| 営業の区域 | 東海村全域 |
| 処理料金 | ----- |
| 営業許可期間 | 令和 8 年 3 月 2 0 日から 令和 1 0 年 3 月 1 9 日まで |
| 条 件 | * 許可車両に社名又は店名を表示すること。 * 東海村の指示に従うこと。 * 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「東海村廃棄物及び清掃に関する条例」及び「道路交通法」を厳守すること。 |

令和 8 年 1 月 2 2 日

東海村長 山 田



修